

パブリックコメントの実施結果及び意見対応

1. 実施概要

(1) 公募期間

令和8年2月25日（水）～ 令和8年3月19日（木）

(2) 公表場所

- ・御代田町ホームページ
- ・御代田町役場 建設水道課都市計画係 窓口

(3) 対象者

- ・町内に住所を有する人
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・町内に在勤・在学する人
- ・本計画に利害関係を有する人

(4) 提出方法

- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール
- ・御代田町役場の担当窓口を持参

2. 実施結果

(1) 意見提出者

計3名（意見：計8件）

(2) 意見内容

いただいたご意見は次ページ以降にお示しします。なお、固有名詞の記載については、ご意見の趣旨を損なわない程度に省略しています。

3. 意見への対応

いただいたご意見への回答として、町の対応方針と計画への反映の有無を以下のとおり整理しました。

意見番号	意見者番号	該当ページ	いただいたご意見	回答 (町の対応方針)	計画への反映
1	1	12	<p>② 各地域の特徴と方針</p> <p>1) まちなか地域</p> <p>【背景に浅間山を望む開放的な景観が特徴】とありますが、これを保証するための<景観づくりの方針>の中に『大都会に見られるミニ開発の規制』という、細切れ土地による開発規制項目がないため、結局ひしめき合った建物が密集し、防火上からも景観上からも問題だらけのまちづくりになると考えます。</p> <p>御代田町としても、軽井沢町同様の開発土地規制を設けないと、ここで目的とする景観は保証されないでしょう。例えば軽井沢町では、最低敷地面積は、</p> <p>居住地域： 300㎡以上 緩衝地域： 500㎡以上 保養地域： 1000㎡以上 商業地域： 制限なし</p>	<p>ご意見のとおり、最低敷地面積の制限は景観づくりにおいても有効な手段の一つですが、景観法に基づく景観計画では、最低敷地面積の規制を直接設けることはできません。</p> <p>町では御代田町開発指導要綱により、1,000㎡以上の宅地開発においては、最低敷地面積300㎡（用途地域内においては250㎡、用途地域外の都市計画区域内にあつては270㎡）以上、別荘開発においては同500㎡以上を基準とする旨を定めています。</p> <p>本計画では、まずは景観法の枠組みの中で実効性のある基準を定めて運用していくことを優先しつつ、景観づくりの観点から必要な最低敷地面積の基準（目安）については、別途作成を予定しているガイドラインへの記載を検討してまいります。また、本計画第3章（1）に示す届出制度には、事前協議の仕組みを設ける予定であり、一定規模以上の開発については、景観への影響を事前に確認し、必要な配慮を求めることも可能です。</p>	無
2	1	14	<p>3) 森林居住地域</p> <p><景観づくりの方針>そのものに問題はありますが、これを保証するためにp7の【② 景観の課題・懸念】にある【太陽光発電施設】の設置を規制する項目を明記する必要があると考えます。関連する長野県条例も問題だらけなので、合わせて改定を働きかける必要があると考えます。</p>	<p>太陽光発電施設は、②の景観の課題・懸念に示すアンケートの結果でも景観阻害要素として気になる程度が高いほうに位置しています。これに対し、第3章（2）届出対象行為の基準では「③太陽光等発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの）の建設等」を届出対象としており、太陽電池モジュール及び蓄電池の築造面積の合計が20㎡を超えるものについては、景観づくりの基準への適合を求めることとしております。</p> <p>また、第3章（3）景観づくり</p>	無

意見番号	意見者番号	該当ページ	いただいたご意見	回答 (町の対応方針)	計画への反映
				<p>の基準では工作物に該当する太陽光発電施設については、配置、規模、形態・意匠、色彩、敷地の緑化等の具体的な基準を設けており、森林居住地域では周辺の樹林等周辺景観と調和を図ることを定めております。</p> <p>なお、町では太陽光発電施設の設置規制に関して、太陽光発電施設に特化した条例制定の必要性を含め、検討してまいります。</p>	
3	1	15	<p>4) 自然公園地域 上記同様の配慮（太陽光発電装置設置規制）が必要と考えます。</p>	<p>自然公園地域は、上信越高原国立公園及び妙義荒船佐久高原国立公園の区域であり、自然公園法による厳格な景観保全が図られております。同法に基づき、工作物の新築等については許可制となっており、太陽光発電施設についても同様に規制されます。</p> <p>本計画第2章（2）②4)自然公園地域の方針において、「※本地域は自然公園法に基づく許可制度により良好な景観が担保されている」旨を明記しており、本計画において独自の基準は設定しませんが、既存制度とも整合を図りながら良好な景観の保全を担保していきます。</p>	無
4	1	16～20	<p>上記同様の配慮（太陽光発電装置設置規制）が必要と考えます。</p>	<p>景観重点地区においても、意見番号2の回答のとおり、届出制度のなかで景観づくりの基準に照らして、太陽光発電施設の景観への配慮を求めることとしております。特に眺望景観保全地区においては、浅間山や八ヶ岳への眺望確保を方針としており、これらの眺望を阻害する規模や配置の太陽光発電施設については、届出の際に指導・助言を行ってまいります。また歴史的景観保全地区においても、歴史的な風情のある景観との調和を図ることとしており、景観づくりの基準等に基づき、良好な景観を阻害しないよう、適切な配慮を求めてまいります。</p>	無

意見番号	意見者番号	該当ページ	いただいたご意見	回答 (町の対応方針)	計画への反映
5	1	22	<p>【(2)届出対象行為の基準 届出対象行為は下表のとおりで、現在の浅間山麓景観育成重点地域の届出基準と同程度とします。】とありますが、これでは、抜本的改定にはなりません。</p> <p>やはり、</p> <p>① 建築物については、地域区別に面積制限を例えば、300㎡以上にするなど、</p> <p>② 建築物もしくは工作物として太陽光発電設備については、禁止区域を具体的に明記する</p> <p>項目を追加する必要があると思います。</p> <p>これは、p23～26の各基準の中に明記しても良いと思います。</p>	<p>①建築物の面積制限については、意見番号1で回答したとおり、景観法の枠組みでは直接的な最低敷地面積の規制を設けることはできませんが、本計画では、「高さ10mを超えるもの又は床面積20㎡を超えるもの」を届出対象とし、長野県景観育成計画(浅間山麓景観育成重点地域)と同程度の基準を維持しつつ、景観への影響を適切に確認できる仕組みとしております。</p> <p>②太陽光発電施設の禁止区域の設定については、意見番号2の後段での記載のとおりのお返答とさせていただきます。</p>	無
6	2	12	<p>御代田町計画景観計画(素案)を拝見しました。</p> <p>今後開発される施設等の色彩に基準を設けるのは、とても良い事だと思います。ただ、対象が新規の施設だけでは景観の改善には不十分に感じます。既存の施設についても、色彩の変更を推進していただけるとありがたいです。</p> <p>具体的には、太陽光発電施設のフェンスが、彩度の高いグリーンで景観を乱しており目にするたびストレスに感じています。</p> <p>ぜひとも景観色(茶、グレー等)に変更していただきたいと望んでいます。</p> <p>色彩変更を管理会社が実施するのが難しい場合は、町の費用負担でお願いできないでしょうか。</p> <p>何卒ご検討よろしくお願いたします。</p>	<p>本計画は、景観法に基づき新たな行為を行う際の基準を定めるものであり、既存施設への遡及適用は原則としてできません。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり既存の施設で景観を阻害している事例があることは認識しております。これに関して、本計画第5章(3)⑤景観づくりの支援制度では、「既存不適格建築物等の是正措置への補助」を例示しており、今後検討してまいります。</p>	無
7	3	12	<p>まちなか地域の方針にも「既存植生の保全と適正管理」相当を入れる。 (可能な限り地域の特性になっているような既存樹種の保全)</p>	<p>ご指摘のとおり、まちなか地域においても既存の樹木や緑地の保全は重要であり、第2章(2)②1)まちなか地域の景観づくりの方針「ウ うるおいある街路景観の創出」において、緑化に関する</p>	有 p. 12

意見番号	意見者番号	該当ページ	いただいたご意見	回答 (町の対応方針)	計画への反映
				<p>方針を示しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、既存植生の保全をより明確化するため、生育の健全な既存樹木の保全をまちなか地域の方針に追加いたします。</p>	
8	3	31	<p>指定候補に「御代田町 浅間八景」を加え、アップデートする（標識、マップ）。（現在の候補地に、5地点は含まれていると思われる）</p>	<p>「御代田町 浅間八景」は、町の重要な景観資源であると認識しております。</p> <p>第4章(4)に挙げている景観重要眺望点の指定候補につきましては、指定に向けて精査は必要ですが、届出制度のなかでも実効性のある場所を指定することを念頭に、当町の重要な景観であることや当町を特徴づける景観であることに加えて、「道路その他公共の場所から容易に眺望できること」を指定基準に選定しております。</p> <p>候補地の検討に際しては、浅間八景のほか、ワークショップやアンケートで住民の皆様から数多く挙げていただいたビュースポットを参考にいたしました。</p> <p>なお、景観重要眺望点は一度指定して固定するものではなく、景観計画の運用開始後、住民の皆さんからの提案や要望等に基づき、新たに追加指定できる仕組みの導入を検討予定です。</p>	無